

# ひとり親になったあなたを 応援します



越谷市子ども福祉課

TEL 048-963-9166  
FAX 048-963-3987

就学援助費	小・中学生のいる家庭で、経済的に困りの保護者に学用品費や給食費などを援助します。	学務課 ☎963-9281
交通遺児援護基金	埼玉県交通安全対策協議会で、交通遺児援護基金を設立し、埼玉県からの補助金と交通遺児等の援護を目的として寄せられた善意の寄付金を、交通遺児等に対して援護金及び援護一時金として給付しています。	埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課 ☎048-830-2955
私立学校等父母負担軽減事業	埼玉県では、県内の私立高等学校等に通学する生徒の経済的負担を軽減するため、授業料等軽減補助を行っています。対象は県内にある私立の小・中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専修学校(3年制)に通学する生徒です。	埼玉県 総務部 学事課 高等学校担当 ☎048-830-2725
埼玉県高等学校等奨学金	高等学校等に通う生徒を対象とした奨学金制度を設けております。	各学校または下記 埼玉県教育局教育総務部 財務課 奨学金担当 ☎048-822-5670
日本学生支援機構の奨学金	経済的理由で修学が困難な方に、学費を貸与します。	在学する学校の奨学金担当
石川奨学福祉基金	篤志家による寄付金基に、経済的な理由で修学資金の支出が困難な母子世帯等の高等学校入学又は在学中の生徒に、返済する必要のない奨学資金を給与する制度です。	中央市民会館2階 社会福祉協議会 ☎966-2251
こしがやファミリー・サポート・センター	小学校修了までのお子さんの預かりや保育施設までの送迎など、子育てのサービスを受けたい方(利用会員)のニーズに合った子育て支援を行う方(提供会員)を紹介します。	こしがやファミリー・サポート・センター (社会福祉協議会内) ☎960-2311
その他	JR通勤定期券の特別割引 児童扶養手当を受けている世帯に属する方は、割引が受けられます。	子ども福祉課 ☎963-9166

## 働くあなたを応援します 《就労支援》

母子家庭等自立支援給付金事業	高等職業訓練促進給付金	看護師や介護福祉士等の資格取得のため1年以上の養成機関などで修業する場合に、修業期間(上限4年)について支給します。支給額は、入学した年次と世帯の課税状況によって異なります。課税世帯は月額70,500円、非課税世帯は月額100,000円となります。ただし、申請した月からの支給となります。父子家庭の父も対象になります。	子ども福祉課 ☎963-9166
	自立支援教育訓練給付金	※この他、養成機関においてカリキュラムが修了した場合、入学年次によっては「入学支援修了一時金」が支給されますが、支給額は課税状況によって異なります。お問合せください。 就労に結びつきやすい知識・技能を修得するため雇用保険法で定める教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給します。事前に申請し講座の指定を必ず受けてください。父子家庭の父も対象になります。	
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験講座の受講を修了した際に40%相当額を、その後高等学校卒業程度認定試験の全科目に合格した際に20%相当額を支給します(いずれも上限あり)。受講前に申請が必要です。	
ハローワーク越谷(公共職業安定所)	求人・求職の申込み、職業紹介、職業相談、職業訓練校への入学あっせん、失業給付等を行います。	ハローワーク越谷 (越谷公共職業安定所) ☎969-8609	
内職相談	内職の相談、あっせん、求人の相談を行います。	越谷市産業雇用支援センター3階 火曜・木曜日 午前10時~12時・午後1時~3時30分 ☎967-4680	

Q. これからの生活が心配、誰かに相談したい・・・  
 と思ったらまずTELください。

A. 母子家庭・父子家庭のさまざまな悩みや社会生活全般または就労についての相談に、母子・父子自立支援員が応じています。あらかじめ、電話で予約していただくと個室での相談もできます。

日時: 月～金、9時～17時15分  
 場所: 子ども福祉課 ☎963-9166



その他の相談窓口

市民相談(一般)	日常生活全般における相続、離婚、賠償などの民事関係や市政に関することについて、市民相談員が相談に応じます。	中央市民会館4階 暮らし安心課 (令和3年5月からは、本庁舎3階) ☎963-9156 月～金(祝日・年末年始を除く) 9時～12時・13時～16時30分	
家庭児童相談室	家庭における子どものしつけや行動、親子関係など、心配や悩みのある方の相談に応じます。	中央市民会館4階 ☎963-9319 月～金(祝日・年末年始を除く) 9時～16時	
子ども家庭相談室	子育てに関する不安や悩み、問題などについて選任の相談員がお話を伺います。お気軽にご相談ください。電話での相談も受け付けています。	児童館コスモス ☎978-1515 児童館ヒマワリ ☎986-3715 火～土 9時～16時	
教育相談	不登校、いじめ、生活習慣、性格や行動等の教育に関する相談などに応じます。 ＜対象者＞市内在住の4歳から中学校卒業までの子ども、その保護者、または教職員	越谷市教育センター ☎962-9300・☎962-8601 来所相談 月～土 9時20分～16時40分 電話相談 月～金 9時～19時 土 9時～16時40分 (日曜・祝日・年末年始を除く)	
埼玉県越谷児童相談所	児童福祉司(ケースワーカー)や心理判定員などが、子どもに関する相談に応じています。	月～金(祝日、年末年始を除く) 8時30分～18時15分 ☎975-4152	
青少年相談室	悩みを抱えている青少年や青少年の非行、問題行動で悩んでいる保護者等の相談に応じています。 ＜対象者＞15歳(中学校卒業後)～30歳代の青少年と保護者等 ＜利用方法＞電話相談、面接相談(予約制)	青少年相談室 ☎964-0272 月・火・水・金 9時～16時(祝日・年末年始を除く)	
女性相談 DV相談 (①②女性・DV相談支援センター、③男女共同参画支援センター「ほっと越谷」)	女性の生き方、家族・家庭のこと、パートナーとの関係、DV(配偶者等からの暴力)やセクシュアルハラスメントのこと、法律に関する事などについて相談に応じます。	①月～金 面接(予約制)・電話相談 10時～12時、13時～16時 ☎963-9176 ②水・金(電話相談のみ) 17時～20時 ☎970-7415 ③土 面接(予約制)・電話相談 10時～12時、13時～16時 (第4土 14時～16時除く) ☎970-7415 ※面接予約は月～金10:00～16:00に☎963-9176へ(祝日・年末年始を除く)	
手当	児童扶養手当	18歳になった年度末までの児童(一定の障害のある児童は20歳未満)で、父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもや、父又は母に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。(所得制限があります)	子ども福祉課 ☎963-9166
	児童手当	中学校修了までの子どもを養育している方に支給される手当です。	
	特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障がいのある子どもを養育している方に支給される手当です。(所得制限があります)	子ども福祉課 ☎963-9172

年金	遺族年金	国民年金の被保険者等が死亡したときに、その方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。また、被保険者が厚生年金に加入していた場合は、遺族厚生年金についても支給される場合があります。	国民年金→国保年金課年金担当 ☎963-9155 厚生年金→越谷年金事務所 ☎960-1190
	保険料の納付を免除する制度	保険料を納めることが経済的に困難なときは、日本年金機構に申請して承認を受ければ、保険料の納付が免除されます。	国保年金課年金担当 ☎963-9155
貸付制度	母子父子寡婦福祉資金貸付	越谷市では、母子(寡婦)・父子家庭の経済的自立や扶養しているお子さんの福祉を増進するための資金をお貸ししています。 △就学支度資金(無利子) 子の入学又は修業施設への入所に必要な入学資金等 △修学資金(無利子) 子の高校・大学・専門学校等で学ぶための授業料、書籍代等 △技能習得資金 自ら事業を開始又は就職するために必要な知識・技能を修得するための資金 △転宅資金 住宅の移転に際して必要な敷金・運送費等の資金	左記以外に △修業資金 △就職支度資金 △医療介護資金 △生活資金 △住宅資金 △事業開始資金 △事業継続資金 △結婚資金 等があります。それぞれ資金ごとに要件が定められています。 子ども福祉課 ☎963-9166
	入学準備金貸付制度	市内在住で高校や大学等に進学を希望している方の保護者で、入学資金にお困りの方に入学準備資金を無利子でお貸ししています。なお、貸付は、貸付審査会で審査のうえ、決定します。	教育総務課 ☎963-9280
	生活福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の経済的自立および生活意欲の助長促進を図るための貸付を行っています。申請には原則連帯保証人1人が必要です。	中央市民会館2階 社会福祉協議会 ☎966-2251
住まい	市営住宅	入居者募集は「広報こしがやお知らせ版」、市ホームページ等でお知らせします。	埼玉県住宅供給公社 ☎048-829-2873
	県営住宅	入居者募集は「彩の国だより」に掲載されています。	住まい相談プラザ ☎048-658-3017
	UR賃貸住宅	UR賃貸住宅の入居者募集情報は、都市機構UR大宮営業センターにお問い合わせください。	都市機構UR大宮営業センター ☎048-649-2277
健康	ひとり親家庭等医療費	母子・父子・父または母が一定の障害の状態にある家庭(18歳になった後の最初の3月31日までの児童のいる家庭(障がいのある児童は20歳未満))で医療機関等にかかった場合、支払った医療費の一部が支給されます。(所得制限があります)	
	こども医療費	中学校修了までのお子さんが病気やケガなどで医療機関で診療を受けた場合、保険診療の一部負担金分が支給されます。	子ども福祉課 ☎963-9166
子ども	保育所	仕事や病気のために保育できない場合、保護者に代わって乳幼児を保育する施設です。	保育入所課 ☎963-9167
	こども学童保育室	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を与え、保護者に代わって保育を行います。	青少年課 ☎963-9158